（第６号様式）

中高層建物直結直圧式給水承諾書

　　年　　月　　日

（宛先）春日井市長

住所

申請者

（建築主） 氏名

電話

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 春日井市 |
| 建物名 |  |  | 階建 |
| 用　途 |  |

直結直圧式給水を実施するにあたり、次の条件を承諾します。

* 条件は裏面に記載

条　件

１　使用者への周知

　　次の特徴を理解し、使用者等に周知します。

　⑴　計画的な断水及び緊急的な減・断水の際に、水の使用ができなくなることを承諾します。

　⑵　配水本管の水圧が変動した際に、給水栓での給水水量に変動が生じることを承諾します。

２　用途変更について

　⑴　中高層建物直結給水協議申請における建築物の用途は、変更しません。

　⑵　建築物の改造工事を行う場合には、事前に協議をします。

３　損害の賠償について

　⑴　直結直圧式給水による逆流又は漏水が発生し、管理者若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

４　管理人等の変更届について

　⑴　直結直圧式給水の所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人に、この装置が条件付きのものであることを周知し、本書に掲げる条件すべてをその者に承継したうえで市長に届け出ます。

５　既設配管使用の責任について

　⑴　既設の貯水槽等以降の装置を使用して直結直圧式給水に変更した場合、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）又は使用者等の責任において解決するとともに市長の指導により速やかに改善します。

６　水道メーター交換・検針・開閉栓時の措置

⑴　計量法に基づくメーターの取替え及びメーターの異常等による取替えの際には、市長に協力し断水することを承諾します。

⑵　オートロック装置設置建物は、検針、開閉栓等の業務を支障なくできるように措置します。

７　条例・規程の厳守

　⑴　上記各項のほか、取扱い上必要な事項は、「春日井市水道事業給水条例」及び「同施行規程」を厳守します。

８　管理区分

　⑴　配水管（道路の本管）から分岐（給水管）して最初の仕切弁（止水栓）以降（宅地内）は、当方の責任で維持管理（漏水の防止、修繕工事等）します。

９　その他

　⑴　市長が行う水量・水圧・漏水防止等の調査について協力します。

　⑵　検針及びメーター交換業務時の立入について協力します。

10　紛争の解決

　⑴　上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結直圧給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し春日井市上下水道部にはいっさい迷惑をかけません。